

第21期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

個別注記表

(2025年8月1日から2026年7月31日まで)

株式会社ステムリム

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物	3～18年
工具器具備品	4～15年
車両運搬具	2年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3)長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社は、医薬品の研究開発を行っており、ライセンス契約等に基づく契約一時金及びマイルストーン収入を得ております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 契約一時金

契約一時金は、履行義務が充足される一時点であるライセンスを付与した時点で収益を認識しております。

② マイルストーン収入

マイルストーン収入は、契約上定められた履行義務であるマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。

③ ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先の売上収益等の発生時点で収益を認識することとしておりますが、現時点において当該収益は発生しておりません。

④ 共同研究収入

共同研究収入は、契約上定められた履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

⑤ その他一時金

その他のデータ使用权許諾契約等に係る収益は、契約上定められた履行義務が充足された時点で収益認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産	150,171	—
無形固定資産	1,626	—
投資その他の資産(長期前払費用)	2,885	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、多額の資金を投入して医薬品の研究開発を進めておりますが、安定的な収益計上に至っておらず、継続的に営業損失が発生し、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、当事業年度において、固定資産に対する減損損失の認識の要否の検討を行っております。検討の結果、固定資産の帳簿価額（有形固定資産150,171千円、無形固定資産1,626千円、投資その他の資産2,885千円）を回収できるだけの将来キャッシュ・フローが見込めるとして減損損失の計上は不要と判断しております。

当社の事業は、再生誘導医薬[※]事業のみの単一事業であり、全社一体としてグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローの算出はパイプライン開発計画を基礎として行っており、主要なパイプラインである表皮水疱症等を対象疾患としたレダセムチドの開発段階ごとのマイルストーン収入及び上市した際の販売ロイヤリティ収入が含まれております。当該収入については、研究開発の進捗、想定患者数及びそのうちレダセムチドを使用する患者の割合、想定される薬価、開発段階ごと及び上市に至る成功確率という見積要素によって算定結果が大きく変動するため、高い不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 279,528千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 62,681,200株
- 当事業年度末の自己株式の種類及び総数
普通株式 121株
- 当事業年度末における発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 5,301,700株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,154,213千円
研究開発費	105,065千円
資産除去債務	38,000千円
新株予約権	86,342千円
譲渡制限株式	238,510千円
一括償却資産償却超過額	1,326千円
未払確定拠出年金	75千円
小計	2,623,534千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,154,213千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△464,478千円
評価性引当額小計	△2,618,692千円
繰延税金資産合計	4,842千円
繰延税金負債	
資産除去費用	△11,156千円
繰延税金負債合計	△11,156千円
繰延税金負債 (△) の純額	△6,314千円

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	岡島 正恒	当社 代表取締役 社長CEO	(被所有) 直接 1.7	金銭報酬債権 の現物出資(注) 1	102,026	—	—
役員	玉井 克人	当社 取締役CSO (注) 2	(被所有) 直接 15.9	金銭報酬債権 の現物出資(注) 1	35,584	—	—

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。
2. 2026年9月8日付で玉井克人氏は代表取締役会長CSOに就任しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金及び金銭信託に限定し、資金調達については、エクイティファイナンスを活用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約に伴い預託しており、預託先の信用リスク等にさらされております。

営業債務である未払金は、通常1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金及び保証金は、契約締結前に契約先の信用状況及び対象物件の権利関係などの確認を行うとともに契約先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当社の営業債権は特定の大口顧客に集中する可能性が高いものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未払金、未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、また、敷金及び保証金は重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性に乏しいため記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当期において顧客との契約から生じる収益の発生はないため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）「3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高が存在しないため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

66円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2026年9月9日開催の取締役会において、当社の研究開発の進展に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役、執行役員、従業員に対し、2021年10月27日開催の定時株主総会及び2025年10月22日開催の定時株主総会で承認されました、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

また、当社は、2021年10月27日開催の第16期定時株主総会において承認されました「取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件」により、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役につき年額150百万円（うち社外取締役30百万円）を上限として、監査役につき年額15百万円を上限として新株予約権を付与することをご承認頂いておりますが、2026年9月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定により、当社取締役（社外取締役を含む。）に対しストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の発行要領**(1) 第19回新株予約権（ア）****① 新株予約権の発行日**

2026年9月10日

② 付与対象者の区分及び人数

当社執行役員及び従業員 47名

③ 新株予約権の発行数

4,989個

④ 新株予約権の発行の際の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 498,900株（新株予約権1個につき100株）

⑥ 新株予約権行使時の払込金額

1株当たり 245円

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。ただし、相続人から申請があり取締役会が承認すればこれを行行使できる。

iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ⑨ 新株予約権の行使期間
2028年9月11日から2036年9月9日までとする。

(2) 第20回新株予約権

- ① 新株予約権の発行日
2026年9月10日
- ② 付与対象者の区分及び人数
当社取締役 4名
- ③ 新株予約権の発行数
3,000個
- ④ 新株予約権の発行の際の払込金額
金銭の払込を要しないものとする。
- ⑤ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 300,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ⑥ 新株予約権行使時の払込金額
1株当たり 245円
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
- i) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。ただし、相続人から申請があり取締役会が承認すればこれを行行使できる。
- iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑨ 新株予約権の行使期間
2028年9月11日から2036年9月9日までとする。

(その他の注記)

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。